平成 22 年 7 月 15 日 制定 平成 28 年 1 月 22 日 改正 平成 31 年 2 月 21 日 改正 令和 2 年 2 月 20 日 改正

#### (趣旨)

第1条 この細則は、京都大学文学研究科図書館利用規則(以下「利用規則」という。)第23条に基づき、京都大学文学研究科図書館(以下「図書館」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (書庫利用の許可)

第2条 利用規則第3条第1項第7号に揚げる者が文学部校舎書庫及び学術雑誌閲覧室書庫の利用を 希望する場合は、入庫検索許可願を提出し許可を受けるものとする。

2. 利用規則第5条第2項第3号及び第3項第2号に定める文学部校舎書庫及び学術雑誌閲覧室書庫の利用を希望する者は、文学研究科教員の紹介を受けた上で入庫検索特別許可願を提出し許可を受けるものとする。利用の有効期限は3ヶ月以内とする。

# (学外者の利用手続)

第3条 利用規則第3条第1項第9号に掲げる者が図書館の利用を希望するときは、あらかじめ所蔵調査依頼をするものとする。利用の際には、あわせて身分を証明するものを提出しなければならない。

#### (書庫利用手続等)

第4条 文学部校舎書庫及び学術雑誌閲覧室書庫の利用を希望する者は、受付に学生証、職員証、図書館利用証又は入庫検索許可票を提出し、入庫票の交付を受けるものとする。

- 2. 利用者は、書庫利用中、図書掛員が確認できるところに入庫票を掲示しなければならない。
- 3. 利用者は、書庫に筆記用具以外の荷物を持ち込むことはできない。ただし調査研究の目的で筆記用具以外の荷物の持ち込みを希望する者は、入庫票の交付の際に、その荷物を図書掛員に提示し、承諾を得なければならない。

# (開館日及び開館時間)

第5条 図書館の開館日は月曜日から金曜日までとする。

2. 図書館の開館時間は、以下のとおりとする。

| 施設名       | 開館時間 | 閉館時間    |
|-----------|------|---------|
| 文学部校舎閲覧室  | 午前9時 | 午後7時    |
| 文学部校舎書庫   | 午前9時 | 午後6時45分 |
| 学術雑誌閲覧室   | 午前9時 | 午後6時    |
| 学術雑誌閲覧室書庫 | 午前9時 | 午後5時45分 |

# (9月1日から30日まで及び3月1日から3月31日までの開館時間)

| 施設名       | 開館時間 | 閉館時間    |
|-----------|------|---------|
| 文学部校舎閲覧室  | 午前9時 | 午後7時    |
| 文学部校舎書庫   | 午前9時 | 午後4時45分 |
| 学術雑誌閲覧室   | 午前9時 | 午後5時    |
| 学術雑誌閲覧室書庫 | 午前9時 | 午後4時45分 |

(夏季休業期間(京都大学通則(昭和28年4月7日達示第3号)開始日から8月31日まで及び12 月最終開館日の開館時間)

| 施設名       | 開館時間 | 閉館時間    |
|-----------|------|---------|
| 文学部校舎閲覧室  | 午前9時 | 午後5時    |
| 文学部校舎書庫   | 午前9時 | 午後4時45分 |
| 学術雑誌閲覧室   | 午前9時 | 午後5時    |
| 学術雑誌閲覧室書庫 | 午前9時 | 午後4時45分 |

- 3. 前項にかかわらず、次の各号に掲げる利用者の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (1) 文学部校舎閲覧室を利用する第3条第1項第8号に該当する利用者
- (2) 第3条第1項第9号に該当する利用者
- 4. 図書館長は第1項から第3項にかかわらず、特に必要と認めたときは、臨時に開館日及び開館時間を変更することができる。

#### (図書館資料の閲覧に関する所定の手続)

- 第6条 利用規則第9条により普通図書の閲覧を希望する者は、以下の手続きを経なければならない。
  - (1)受付で学生証、職員証、図書館利用証、入庫検索許可票又は身分証を提示の上、閲覧証に所要の 事項を記入し提出しなければならない。
  - (2) 閲覧手続きにあたり、図書掛員が図書館業務システムを利用した場合は、前号にかかわらず閲覧 証の提出を必要としない。

### (閲覧中の図書館資料の保留)

第7条 利用者が、閲覧終了後も引き続き当該図書館資料の閲覧を希望する場合は、翌日まで受付にて保留を認めるものとする。

#### (貴重図書の閲覧に関する所定の手続)

第8条 利用規則第10条に定める貴重図書の閲覧を希望する者は、貴重図書閲覧願を提出し、図書館長の許可を得なければならない。

なお、図書館長は同願を許可する際、その図書館資料を管理する専修の教員の承諾を経るものとする。

#### (図書館資料の貸出に関する所定の手続)

第9条 利用規則第11条に定める普通図書の貸出を希望する者は、以下の手続きを経なければならない。

- (1)受付で希望する図書館資料とともに学生証、職員証又は図書館利用証を提示の上、図書借用証に 所要の事項を記入し提出しなければならない。
- (2)貸出手続きにあたり、図書掛員が図書館業務システムを利用した場合は、前号にかかわらず図書借用証の提出を必要としない。

#### (延滞罰則の適用日数)

第10条 利用規則第16条による図書館資料の貸出禁止期間は、当該図書館資料の返却期限日から実際の返却日までの日数を超えないものとする。

(複写及び、撮影、翻刻、掲載等(以下「特別利用」という。) に関する所定の手続)

- 第11条 利用規則第17条により図書館資料の複写を希望する者は、申込書を提出するとともに、その複写物について図書掛員の検認を受けなければならない。
- 2. 利用規則第17条第5項により図書館資料の特別利用を許可する際、図書館長はその図書館資料を管理する専修の教員の承諾を経るものとする。

# 附則

この細則は、平成22年7月15日から施行する。

#### 附則

この細則は、平成28年1月22日から施行する。

# 附則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

# 附則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。